



島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

高額商品の購入は冷静に！

本当に必要なものなのかを考えてみよう

消費生活センターに寄せられた相談や情報を取り上げ、注意点や対応方法などを紹介します。

旅先で購入してしまった高額商品【事例】

無料日帰りバス旅行に当選し、参加した。目的地に向かう途中に立ち寄った宝石会社の直販店で、店員に磁気ネックレスの購入を勧められた。30万円と高額だったが「肩こりや冷え性に効く」「今だけ値引きがある」「分割手数料がかからない」などのメリットにひかれ、分割払いによる購入を契約した。翌日、家族から反対されて後悔。よく考えると高い買い物だったと思うので、できれば解約したい。

その場の雰囲気や飲まれたり、旅行で気分が高揚したりして、つい購入してしまったという相談が数件報告されています。契約する前に、本当に必要なものを良く考え、冷静に判断することが大切です。断りにくい状況でも、要らなければはつきりと断る勇気を持ちましょう。

事例のケースでは、クーリング・オフができる場合もあります。また、勧誘の方法に問題があれば解約もできます。もしもの場合に備え、クーリング・オフ制度がどんなものなのか、理解しておきましょう。

【クーリング・オフ制度】

消費者が訪問販売などの不意打ち的な取り引きで契約したり、マルチ商法などで契約したりした場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

● 契約形態と期間

8日以内／訪問販売（キャッチセールスなどを含む）、電話勧誘販売、特定継続的役務提供（エステ、学習塾、○○教室、結婚相手紹介サービスなど）

20日以内／連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）

※期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から起算します。

☎ こんなケースは該当しません

- ・店舗で買ったもの
- ・通信販売（㊤テレビショッピングなども含む）
- ・自動車の販売、自動車のリース
- ・3000円未満の現金取引
- ・都市ガスや電気の使用料
- ・化粧品や健康食品の使用済み分

クーリング・オフは、書面（ハガキ）で相手に通知する必要があります。まずは、消費生活センターへご相談ください。

④ 島田市消費生活センター
（市民安心課 市民相談係内）



自転車の右側通行は罰せられます

昨年、道路交通法の一部改正が行われ、自転車利用者の通行ルールが変更されました。

通勤・通学・買い物物のほか、自転車が毎日の交通手段になっている皆さんはもちろん、放課後・休日に自転車を利用する生徒・児童の皆さんも、ルールを理解し、自転車を利用する自らの安全と、歩行者の安全を守りましょう。

【道路交通法の一部改正】

● 自転車の右側路側帯通行禁止
施行日／平成25年12月1日

改正点／道路右側の路側帯（歩道の無い道路の白線の外側）の通行禁止

罰則／3カ月以内の懲役または、5万円以下の罰金

※自転車通行が許可された歩道は、今までどおり歩行者優先の上、通行できます。



右側通行禁止のイメージ

生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日 午前9時～午後4時（祝日・プラザお休み日を除く）

ところ／市民相談係（プラザおおるり1階）

登録方法／電話または直接、市民相談係まで（品物の色、形式などもお伝えください。）

① 譲ります

- ▽ ベッド（二段・ロフト）、洋服ダンス、座長机、小型洗濯機、電気ストーブ、ホットプレート、こたつ、こたつ布団、あんか、ベビー用品、ラック、制服、卓球台、ギター、電子オルガン、すのこ、バーベキューセット、ポリ容器、一輪車、自転車（24インチ）

② 譲ってください

- ▽ シングルベッド、レンジボード、テレビ台、電気カーペット、テレビ、大型洗濯機、制服、歩行器、鉄棒、トランポリン、ピアノ、剣道着、ミシン、自転車（電気・二人乗り）

※2月3日現在の状況です。詳しくは、市ホームページの一覧表をご覧ください。

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
- 譲ってほしい人が運搬

④ 市民安心課 市民相談係

☎ 36・7153

④ 市民安心課 交通防犯係
☎ 36・7144